

第 77 号議案

豊後大野市公民館条例の一部改正について

豊後大野市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 8 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

清川公民館竣工に伴い、豊後大野市公民館条例に規定する使用料の額について改正する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市公民館条例の一部を改正する条例

豊後大野市公民館条例（平成17年豊後大野市条例第114号）の一部を次のように改正する。

別表(2)の表中

「	会議室 1	午前 8 時 30 分から正午まで	550 円	330 円	を
	会議室 2	正午から午後 5 時まで	550 円	330 円	
	会議室 3	午後 5 時から午後 10 時まで	660 円	330 円	
	調理室	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで	1,760 円	990 円	
	和室 2				

「	音楽室	午前 8 時 30 分から正午まで	770 円	440 円	に
	調理室	正午から午後 5 時まで	770 円	440 円	
		午後 5 時から午後 10 時まで	880 円	440 円	
		午前 8 時 30 分から午後 10 時まで	2,420 円	1,320 円	
	視聴覚室	午前 8 時 30 分から正午まで	550 円	330 円	」
		会議室	正午から午後 5 時まで	550 円	
	和室 1	午後 5 時から午後 10 時まで	660 円	330 円	
		午前 8 時 30 分から午後 10 時まで	1,760 円	990 円	
	和室 2	午前 8 時 30 分から正午まで	440 円	220 円	」
		正午から午後 5 時まで	440 円	220 円	
	和室 2	午後 5 時から午後 10 時まで	550 円	220 円	
		午前 8 時 30 分から午後 10 時まで	1,430 円	660 円	

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表(2)の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。